

国民健康保険税が

全市均一課税になります

国民健康保険は、万が一の病気やけがに備えて、加入者がお互いに協力してお金（国保税）を出し合い、医療機関にかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。

平成18年度の 国保税率等と算定方式

国保の重要な財源である国保税は、下記の項目をもとに算定し、1年間の国保税額が決まります。医療分と介護分（40歳～64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが国保税として課税されます。なお、**本年度より**税率及び算定方法が旧町ごとの不均一課税から**均一課税**になり、4方式が資産割を廃止した**3方式**に改正になりました。

▼平成18年度の税率等（課税限度額53万円）

医療分	平成17年度				平成18年度
	鷹 巣	合 川	森 吉	阿 仁	全 市
①所得割	6.8	8.8	9.8	9.8	9.2%
②資産割	30.0	40.3	27.7	35.0	
③平等割	24,000	27,300	30,000	25,000	22,000円
④均等割	24,000	20,600	31,000	20,000	22,000円

▼平成18年度の税率等（課税限度額9万円）

介護分	平成17年度				平成18年度
	鷹 巣	合 川	森 吉	阿 仁	全 市
①所得割	1.2	1.3	1.0	1.0	2.0%
②資産割	11.4	2.0	10.0	10.0	
③平等割	3,000	3,500	5,000	4,000	5,000円
④均等割	5,000	5,000	6,000	5,000	6,000円

国保税の納め方

国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入していて国保加入者でない場合でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば国保税納付の義務者は世帯主になります。納税通知書は世帯主宛にお送りします。ので、近くの金融機関や役所の会計窓口で納めてください（納税組合加入の方は各組合へ）。

▼国保税の納期

期 別 納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月末	8月末	9月末	10月末
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月末	12月25日	1月末	2月末

①所得割 世帯（加入者）の所得額に応じて計算。
②平等割 1世帯にいくらかと計算（世帯割）。
③均等割 世帯の加入者数に応じて計算（人数割）。

国保税の軽減

- ・4月1日現在の国保加入世帯の世帯主及び加入者の前年中の合算所得により判定します。
- ・4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者の前年（1月以降は前々年）中の合算所得により判定します。
- ・軽減割合は、左記の判定基準に従って7割・5割・2割となり、軽減額は医療分・介護分ともに平等割・均等割の7・5・2割の額が軽減されます。

世帯主及び国保加入者の前年中の合算所得	軽減割合
330,000円以下の場合	7割
世帯主を除く加入者数×245,000円＋330,000円以下の場合	5割
加入者数×350,000円＋330,000円以下の場合	2割

国保税の減免等

災害や疾病、失業など、やむを得ない事情が発生し前年度より収入が著しく減少し、納期限の延長を行ってもなお負担力がないと認められる場合は、一時的な救済措置として国保税の減免や医療費一部負担金が免除される場合があります（それぞれに申請が必要です。詳細は国保窓口までお問い合わせください）。

国保税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国保税を納めないでいると、保険証の有効期限が短くなった（短期保険証の交付）、医療機関にかかったとき、一旦医療費を全額自己負担しなければならぬ（資格証明書の交付）場合があります。

また、国保税の滞納は国保財政を圧迫することはもちろん、国保加入者全体に迷惑をかけることとなります。納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談においでください。

国保税の納付は 口座振替が便利です！

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、翌年も継続されます。納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もなくとても便利です。ぜひご利用ください。申し込みは、①国保税の納付書、②預金通帳、③通帳届出印をお持ちなり、市指定金融機関（市内は全部）で手続きをしてください。

◎お問い合わせ

保険課（鷹巣）	☎ 62-1117
合川支所	☎ 78-2113
森吉支所	☎ 72-3115
阿仁支所	☎ 82-2113

福祉医療受給者証が更新になります

下記の日程で受給者証の更新を行います。ご都合のつかない方は、後日、各支所（出張所）へ申請してください。また、準備の都合により他の支所では受け取れません。

●交付に必要なもの

- ・後日送付する申請書
- ・保険証
- ・印鑑（申請書に押した場合は不用）
- ・お持ちの福祉医療費受給者証（昨年も交付を受けているかたのみ）
- ・身体障害者手帳・療育手帳（手帳交付を受けているかたのみ）

※交付申請の際、必要なものが整っていないと、当日、交付できませんのでご注意ください。

◎お問い合わせ 各支所市民生活課

地 区	場 所	日 時
鷹 巣 地 区	鷹 巣 支 所 ☎ 62-1117	7月29日(土)、30日(日) 9:00～12:30
	合 川 支 所 ☎ 78-2113	7月28日(金) 9:00～17:00
米内沢地区	森 吉 支 所 ☎ 72-3115	7月28日(金) 9:00～17:00
前 田 地 区	前田出張所 ☎ 75-2111	7月31日(月) 9:00～13:00
	大阿仁出張所	7月28日(金) 9:00～15:00
阿仁合地区	阿 仁 支 所 ☎ 82-2113	7月31日(月) 9:00～17:00

※大阿仁地区の方は阿仁支所へお問い合わせください。